

千葉県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和5年3月23日

千葉県監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	岩井雅夫
同	三瓶輝枝

4千総総第1658号

令和5年3月16日

千葉市監査委員 穴 倉 輝 雄
同 宮 原 清 貴 様
同 岩 井 雅 夫
同 三 瓶 輝 枝

千葉市長 神 谷 俊 一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年度監査報告第9号及び第11号並びに令和4年度監査報告第7号及び第9号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当 総務局総務部総務課 市場

電話 9*4014

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 契約事務</p> <p>ア 業者選定を適正に行うべきもの（こども未来局）</p> <p>(ア) 事案</p> <p>こども未来局における物品の調達については、市内登録業者に発注可能な物品についても市内登録業者以外（準市内業者・市外業者・未登録業者）に発注していた。</p> <p>(イ) 問題点</p> <p>「適正な入札・契約の執行について」（資産経営部長通知）によると、物品の調達等に際しての業者選定は、地元中小企業者育成の観点から、可能な限り市内中小企業者に発注するものとし、市内登録業者以外から選定する場合は、必ず選定理由を明記し、専決権者の意思決定を受けることとされているが、その理由に疑義が生じる事例や理由が記載されていない事例が散見され、市内登録業者に発注可能な物品も存在した。</p> <p>なお、これらの事例について、所管部局に確認したところ、一度に様々なものを発注可能な品揃えが豊富な業者を選定したというものであった。</p> <p>(ウ) 指摘</p> <p>業者選定については、市内中小企業者育成の観点に基づき適正に行われたい。</p>	<p>業者選定については、令和3年12月21日付けで、こども未来局長から各所属長に対して、対応策を講じ、再発防止に取り組むよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底した。さらに、保育所長会議で市内登録業者以外から選定する場合について説明を行うなど、適正な運用に取り組んでいる。</p>

報告書番号 3 監査報告第 1 1 号

監査の種類 事務事業定期監査（財務監査）

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>イ 事業所税の減免を適正に行うべきもの (財政局)</p> <p>(ア) 事案</p> <p>事業所税の減免について、従業者割の減免税額算定に係る 1 円未満の端数処理を確認したところ、切上げとしているものと切捨てとしているものが混在しており、処理方法が統一されていなかった。</p> <p>(イ) 問題点</p> <p>端数処理の方法について明文化されたものはなく、考え方が整理されていないため、担当者が個々の判断で算定していた。</p> <p>なお、従業者割の額によっては、納付すべき税額に影響を及ぼす場合がある。</p> <p>(ウ) 指摘</p> <p>事業所税の減免税額算定に係る端数処理方法について、考え方を整理した上で明文化し、処理方法を統一された。</p>	<p>事業所税の減免税額算定に係る端数処理方法については、令和 4 年 1 0 月 1 日付けで事業所税減免事務取扱要領を改正し、適切な運用を行っている。</p>

報告書番号 3 監査報告第 1 1 号

監査の種類 事務事業定期監査（行政監査）

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 指摘</p> <p>ウ 物品の管理を適正に行うべきもの （若葉区役所）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>財政局及び若葉区役所の現地調査において、物品の管理状況を確認したところ、廃棄又は所在不明になっているにもかかわらず、引き続き備品明細一覧表に記録されたままになっていたものが多数見受けられた。</p> <p>また、備品票が標示されておらず、備品明細一覧表と照合することが困難なものが散見された。</p> <p>(イ) 原因</p> <p>千葉市物品会計規則（昭和 5 2 年千葉市規則第 4 9 号）に基づき、会計室から年 2 回、備品の確認を求められているが、確認が十分に行われていなかった。</p> <p>(ウ) 指摘</p> <p>物品の管理については、規則等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>所在不明であった備品について、原因調査を行い、過年度における不用申請漏れであった物は、適正に廃棄手続を行った。</p> <p>また、その他の所在不明であった備品は、備品明細一覧表と照合し、所在を確認するとともに備品票を貼付するなどの措置を講じた。</p>

報告書番号 4 監査報告第9号

監査の種類 事務事業定期監査（財務監査）

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 契約事務</p> <p>ア 適正な専決者により決裁を行うべきもの（建設局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>土木事務所における各種委託について確認したところ、適正な専決者により決裁が行われていない事例が見受けられた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>決裁に当たっては、規程に基づき、適正な専決者による意思決定を行われたい。</p>	<p>適正な専決者による決裁については、令和4年12月13日付けで、建設局長から各所属長に対して、適切な事務執行を行うよう通知し、所属職員に対し周知徹底を図った。</p> <p>また、各土木事務所においては、令和5年1月までに適正な決裁区分に是正した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 設計について改善すべき事項</p> <p>ア 最新の整備手法に基づき設計を行うべきもの</p> <p>[建設局：穴川犢橋町線外1舗装改良工事（稲3-1）、（都）南町宮崎町線街路築造工事（3-1）]</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>建設局では、自転車が安全で快適に車道を通行できるよう、平成25年8月に「ちばチャリ・すいすいプラン～自転車の街・千葉市を目指して～」を策定し、令和元年8月にはコストの縮減を考慮した整備手法の見直しなどの改定を行っている。</p> <p>本工事では、自転車走行環境の整備を改定前の整備手法で設計しているため、改定後では削減された交差点部の矢羽根及び自転車通行帯のブルーラインが設置されていた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>自転車走行環境の整備においては、最新の整備手法に基づき設計を行いたい。</p>	<p>自転車走行環境の整備については、令和4年12月1日に建設局長から建設局関係各課長に対し、最新の「ちばチャリ・すいすいプラン」における整備手法を反映するよう通知し、所属職員へ周知徹底を図った。</p>
<p>(2) 積算について改善すべき事項</p> <p>ア 補正係数を適切に適用すべきもの</p> <p>[建設局：大日町4号線外1舗装改良工事（花3-1）、ひび野幕張町線外3舗装改良工事（花3-1）]</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>土木工事標準積算基準書によると、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、適用条件に該当する場合、共通仮設費率に該当する補正係数を乗じるものとされている。</p> <p>しかしながら、本工事では、市街地部が施工箇所に含まれていないにも係わらず、含まれているものとして補正</p>	<p>施工地域を考慮した補正係数については、令和4年12月1日に建設局長から建設局関係各課長に対し、土木工事標準積算基準に基づき適切に設定するよう通知し、所属職員へ周知徹底を図った。</p>

<p>係数1.5を適用していた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>土木工事標準積算基準書に基づき、補正係数を適切に適用されたい。</p>	
<p>(2) 積算について改善すべき事項</p> <p>イ 変更積算を適切に行うべきもの</p> <p>[建設局：排水施設新設工事（辺田排水路外2-1）]</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>本工事では、既存水路の取り壊し及び破砕片積込において、当初の積算では、大型施工機械による施工を想定していたが、搬入ができなかったため、小規模施工機械による施工に変更積算を行うこととした。</p> <p>土木工事標準積算基準書によると、土木工事標準歩掛にない歩掛について、変更積算時は、施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用するとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、土木工事標準歩掛にない小規模施工機械による歩掛について、施工者から見積りを徴収せず、人力による施工を行うものとして変更積算を行っていた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>土木工事標準積算基準書に基づき、変更積算を適切に行われたい。</p>	<p>変更積算時に土木工事標準歩掛にない歩掛については、令和4年12月1日に建設局長から建設局関係各課長に対し、土木工事標準積算基準に基づき、適切な歩掛を採用するよう通知し、所属職員へ周知徹底を図った。</p>
<p>(3) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 高所作業における労働者の安全を確保すべきもの</p> <p>[建設局：三角町柏井町線（柏井橋）床版工事（2-4）]</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）によると、事業者は高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼす恐れのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならないとされて</p>	<p>高所作業については、令和4年12月1日に建設局長から建設局関係各課長に対し、労働安全衛生規則に基づき、労働者の安全が確保されているか確認を徹底するとともに、同規則を遵守するよう受注者への指導を徹底するよう通知し、所属職員へ周知徹底を図った。</p>

<p>いる。</p> <p>しかしながら、本工事においては、墜落による危険を防止するための措置が行われていなかった。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>労働安全衛生規則に基づき、高所作業における労働者の安全を確保されたい。</p>	<p>さらに、事故を防止するため、令和4年12月6日に技術管理課長から関係各課長等に対し、安全点検調査票、足場等の点検票を用い、工事現場等の安全対策が適切に実施されているか確認するよう周知した。</p>
<p>(3) 施工について改善すべき事項</p> <p>イ 産業廃棄物収集運搬車の表示を適正に行うよう指導すべきもの</p> <p>[建設局：高洲中央港線（黒砂橋西側）交差点改良工事（美3-1）、ひび野幕張町線外3舗装改良工事（花3-1）、障害者支援施設ガーデンセブン敷地内災害復旧工事（3-1）、（都）幕張本郷松波線（弥生町地区）街路築造工事（3-1）]</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）によると、産業廃棄物収集運搬車には、車体の両側面に産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨に加え、事業者が自ら運搬する場合には氏名又は名称を、産業廃棄物収集運搬業者が委託を受けて運搬する場合には氏名又は名称及び収集運搬業の許可番号を表示することとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、必要な表示がされていない産業廃棄物収集運搬車が散見された。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づき、産業廃棄物収集運搬車の表示を適正に行うよう指導されたい。</p>	<p>産業廃棄物収集運搬車の表示については、令和4年12月1日に建設局長から建設局関係各課長に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づき、適正に行うよう受注者への指導を徹底するとともに、表示状況を確認するよう通知し、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、職員が適正な業務を遂行できるよう、環境局において「事業系廃棄物処理事務の手引き」を作成し、令和5年2月6日に周知した。</p>